

東急バスや空港リムジンバス降車口の機能を持つ、公共通路に掲出。バス利用者を中心に、通路利用者へ連続した訴求が可能です。

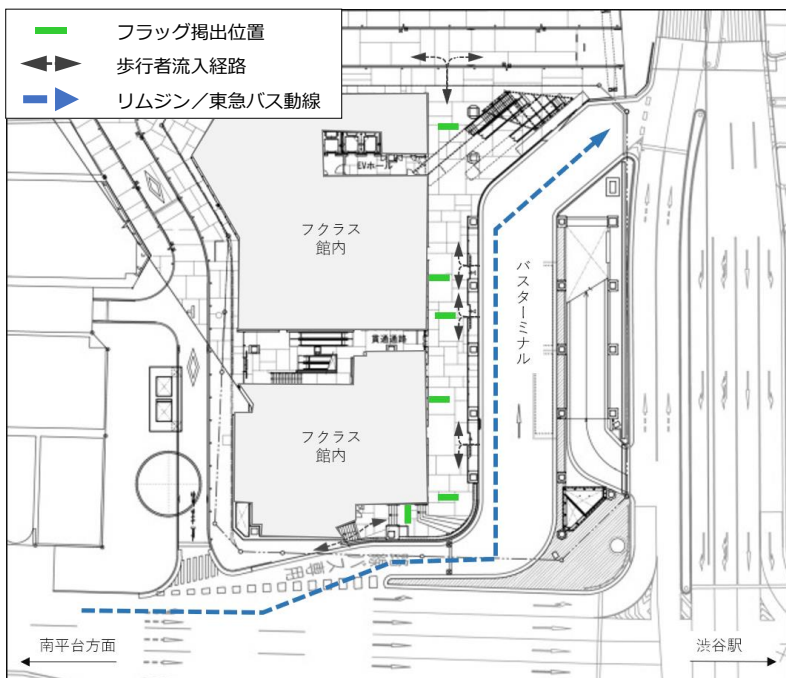


【媒体概要】

掲出位置	1階公共通路（バスターミナル）
サイズ	B0サイズ（H1, 030mm × W1, 456mm）
数量	6基（両面）
開始日	月曜
掲出期間	7日
掲出料	¥850,000 <製作・施工費内包>

【備考】

- ・消費税別途
- ・前日夜間作業
- ・遮光スエード（両面インクジェット出力）
- ・安全管理・品質維持のため、同一シートの連続掲出は4期迄
※継続掲出をご希望の場合は都度製作施工費発生
- ・掲出料に製作・施工費、屋外広告物申請費を含む
- ・デザイン3種以上の場合、
1種ごとに25,000円追加校正費用発生
- ・データ納品：掲出開始日の21日前に完全データ納品
- ・台風時・強風時にはバナーを巻き上げる場合がございます。
- ・指定施工会社：株式会社光伸プランニング
- ・天井部角パイプ片側よりバナー振れ止め用のバー垂直設置
（バナー下部一点インシュロック留め、媒体仕様参照）



※審査通過後のデザインでも掲出後に一般市民からの指摘などがいった場合は、デザイン変更・途中撤去等対応が必要になる場合がございます。

JR渋谷駅と南平台・桜丘方面を結ぶ2階共用デッキに掲出。館内利用者・各エリアへ向かう歩行者への連続的な訴求が可能です。

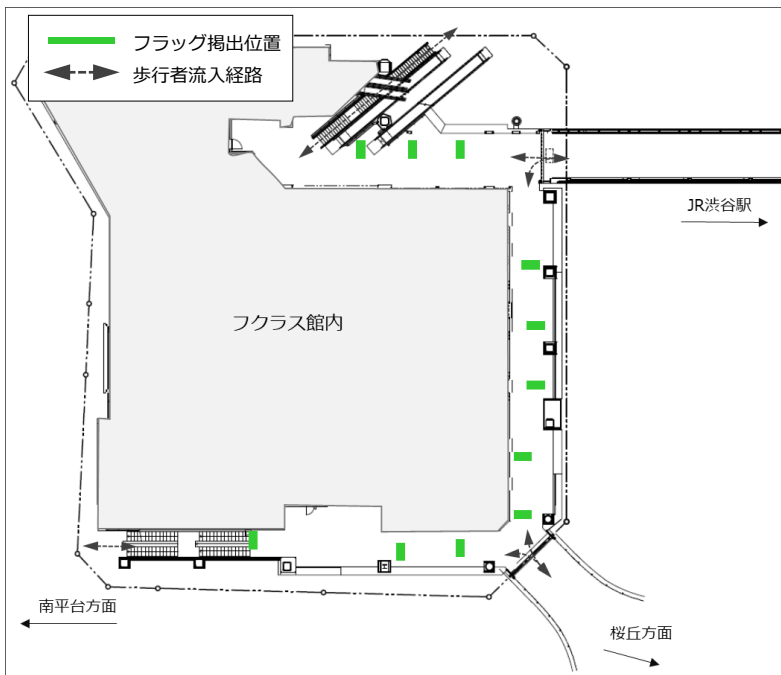


【媒体概要】

掲出位置	2階公共通路（共用デッキ）
サイズ	B0サイズ（H1, 030mm × W1, 456mm）
数量	11基（両面）
開始日	月曜
掲出期間	7日
掲出料	¥900,000 <製作・施工費内包>

【備考】

- ・消費税別途
- ・前日夜間作業
- ・遮光スエード（両面インクジェット出力）
- ・安全管理・品質維持のため、同一シートの連続掲出は4期迄
※継続掲出をご希望の場合は都度製作施工費発生
- ・掲出料に製作・施工費、屋外広告物申請費を含む
- ・デザイン3種以上の場合、
1種ごとに25,000円追加校正費用発生
- ・データ納品：掲出開始日の21日前に完全データ納品
- ・台風時・強風時にはバナーを巻き上げる場合がございます。
- ・指定施工会社：株式会社光伸プランニング
- ・天井部角パイプ片側よりバナー振れ止め用のバー垂直設置
（バナー下部一点インシュロック留め、媒体仕様参照）



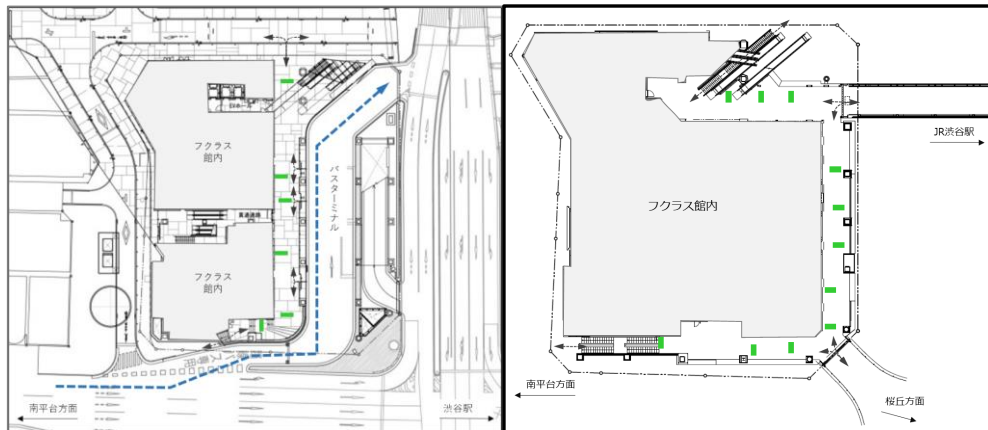
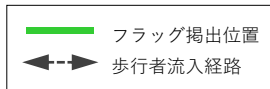
※審査通過後のデザインでも掲出後に一般市民からの指摘などがいった場合は、デザイン変更・途中撤去等対応が必要になる場合がございます。

1階・2階共用通路デッキに掲出。バスターミナル利用者・館内利用者・各エリアへ向かう歩行者への連続的な訴求が可能です。



【媒体概要】

掲出位置	1階公共通路（バスターミナル） 2階公共通路（共用デッキ）
サイズ	B0サイズ（H1, 030mm × W1, 456mm）
数量	1階6基、2階11基 計17基（両面）
開始日	月曜
掲出期間	7日
掲出料	¥1,450,000 <製作・施工費内包>

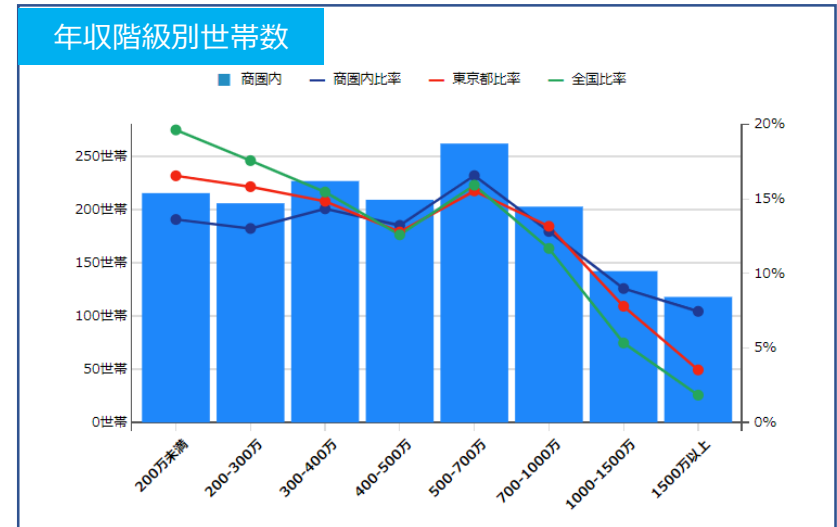
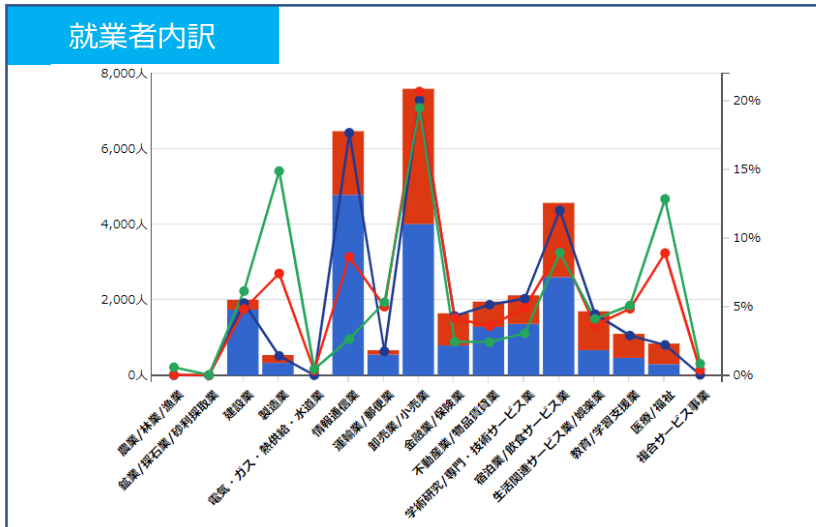
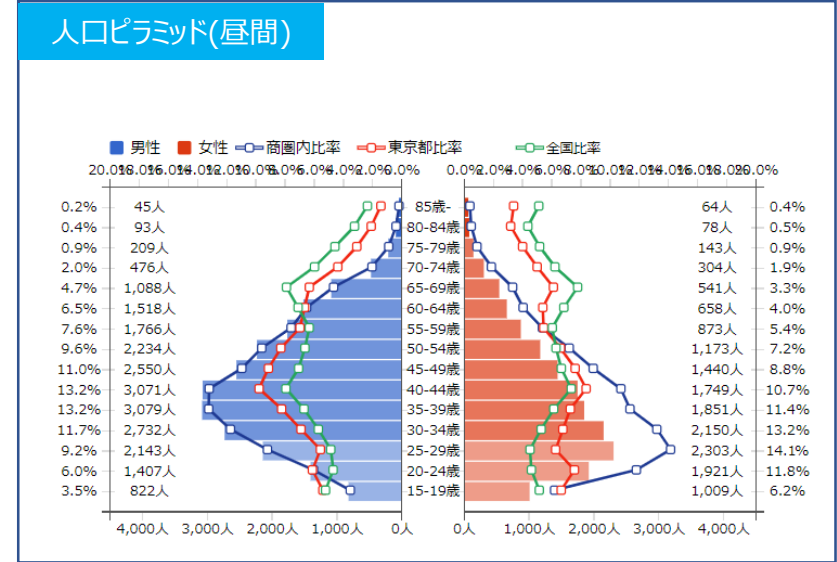


【備考】

- ・消費税別途
- ・前日夜間作業
- ・遮光スエード（両面インクジェット出力）
- ・安全管理・品質維持のため、同一シートの連続掲出は4期迄
※継続掲出をご希望の場合は都度製作施工費発生
- ・掲出料に製作・施工費、屋外広告物申請費を含む
- ・デザイン3種以上の場合、
1種ごとに25,000円追加校正費用発生
- ・データ納品：掲出開始日の21日前に完全データ納品
- ・台風時・強風時にはバナーを巻き上げる場合がございます。
- ・指定施工会社：株式会社光伸プランニング
- ・天井部角パイプ片側よりバナー振れ止め用のバー垂直設置
（バナー下部一点インシュロック留め、媒体仕様参照）

※審査通過後のデザインでも掲出後に一般市民からの指摘などがいった場合は、デザイン変更・途中撤去等対応が必要になる場合がございます。

KLA (KDDI Location Analyzer) の“公的統計分析”を用いた渋谷フクラス周辺の属性データです。



渋谷フクラス独自の規定細則がございますので、下記をご参照の上ご提案ください。

広告掲出規則の基本理念

- 掲出する広告は、公共の場で不特定多数の生活者へ提供する情報として、それにふさわしい品位と節度をもったものでなければならない。
- 掲出する広告は、青少年の健全な育成に関する条例等に基づき、広告掲出内容については青少年に及ぼす影響について配慮する。
- 掲出する広告は、医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法等の各種法令を遵守する。

表現規制

【公序良俗に反するもの】

- ・男女のヌードを添えた意匠。
- ・暴力や反社会的行為を肯定的に描いた意匠。
 - 銃・刃物・暴力をあおるもの、自傷行為を肯定するようなもの等。
 - 犯罪を示唆したり、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定するもの。
- ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるもの。
- ・法規に抵触する恐れのあるもの。
- ・性に関する表現のうち、以下のもの。
 - 性に関する表現が、露骨または挑発的なもの。
 - 性犯罪を興味本位に取り上げていたり、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの。
 - 児童や未成年の性行動に関するもの。
- ・いじめや人権侵害を想起させるもの。
- ・個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの。
- ・その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。

【公衆に不快の念を抱かせるもの】

- ・男女の別なく不快の念をもたらすもの。
- ・その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。

【比較広告】

- ・「景品表示法」「不正競争防止法」「比較広告に関する景品表示法上の考え方」、業界ごとに定められている公正競争規約や自主規制を遵守すること。
- ・「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（昭和62年公正取引委員会）により、比較広告は下記の3つの要件をすべて満たすこと。
 - 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること。
 - 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。
 - 比較の方法が公正であること。
- ・他者を誹謗中傷している表現。
- ・問い合わせ先の電話番号を表記すること。
- ・根拠について確認できる最新の資料を提出すること。

【過剰表現、その他誤解を与えかねない表現】

- ・誇大表現
- ・「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を明記すること。
 - 「低カロリー」等の表現についても同様。
- ・故意に誤認を誘う表現。
- ・根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等。
- ・効果効能の使用前使用後の対比。

渋谷フクラス独自の規定細則がございますので、下記をご参照の上ご提案ください。

表現規制

【価格訴求、販売方法についての制限】

- ・二重価格表示については、元の価格の根拠が明確であること。
- ・その他消費者に誤解を与えかねない表示・表現は不可。

【タイアップ広告】

- ・同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものに限る。

業種・商品別掲出規則

総則として、各業種・業界の定めたガイドライン等を遵守するものとする。

【たばこ】

- ・内容規制 : 財務省告示によるものとし、原則不可。ただし、マナー広告は審査の上承認する。

【貸金業（消費者金融等）】

- ・広告主条件 : 日本取引所グループ（JPX）に上場している企業。
未上場の企業であっても相当の組織及び実績があると当社が認めた企業。
- ・内容規制 : 利息制限法の制限利率の範囲内で貸付を行う商品に限る。
誇大な表現及び安易な借入を助長するものは不可。
「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。

【ギャンブル】

- ・内容規制 : 射幸心を煽るものは不可。

【風俗営業】

- ・内容規制 : 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める施設については掲出を認めない。
特例として麻雀屋、パチンコ店については掲出を認める場合がある。

【その他】

- 渋谷フクラスが不適切と認めたもの。

【パチンコ】

- ・内容規制 : 原則として店舗広告（店舗の立地場所、遊技機の種類等に限る）及びパチンコ機器メーカーとする。

【宗教宗派】

- その都度協議する。
- ・広告主条件 : 教団・教祖の活動が法律に抵触していないこと、及び法律に抵触している可能性があるとな社会的問題になっていないこと。
- ・内容規制 : 意見広告とみなされるもの及び教団名。教祖の名前や肖像がデザイン上大きく扱われているものは不可。
協議・経典の類、布教を目的とするもの、及び他の宗教・宗派、特定の団体・個人に対する言及（批判・中傷等）するものは不可。

【美容・エステティックサロン】

- ・広告主条件 : 一般社団法人日本エステティック協会、または一般社団法人日本エステティック業協会の会員企業、もしくは相当の組織及び実績があると渋谷フクラスが認めた企業。
医療行為と誤解を与える表現や、医学的な効果を得られるかのような表現は不可。

渋谷フクラス独自の規定細則がございますので、下記をご参照の上ご提案ください。

業種・商品別掲出規則

【結婚紹介業・結婚情報サービス業】

- ・広告主条件：『日本結婚相手紹介サービス協議会（JMIC）』加盟会社、もしくは、相当の組織及び実績があると渋谷フクラス審査委員会が認めた企業。

【弁護士・司法書士・行政書士に関する広告】

- ・内容規制：日本弁護士連合会の定める広告に関する規定・運用指針に基づく。表現によっては掲出を認めない場合がある。

【出版】

- ・内容規制：原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とする。出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動等の売名行為が主な目的の表現内容は不可とする。

【映画】

- ・内容規制：映倫（映画倫理委員会）によるR18指定映画の告知は不可。R15、R16指定映画については、審査の上承認する（作品の内容・表現によって許可しない場合がある。

【政治宣伝】

- その都度協議する。
- ・広告主条件：法律により政党と認められた団体、またこれに準ずる団体で渋谷フクラス審査委員会が認めたもの。

- ・内容規制：事前審査の上、承認する。

【百貨店及び小売業】

ビルテナントの競合となる業種については都度協議とする。

【掲出を許可しない業種・商品】

- ・意見広告
- ・暴力団関連
- ・マルチ商法
- ・出会い系サイト
- ・その他上記に類するとみなすもの。
- ・商品や企業活動におけるトラブルや触法行為が社会問題化した商品及び企業、またはそれに類するもの。
- ・渋谷フクラス審査委員会が不適切と認めたもの。
- ・渋谷フクラスの競合とみなされる業種・商材については都度協議とする。